

令和 7 年度
白石市道路台帳整備（更新）業務

仕様書

宮城県白石市

令和7年度 白石市道路台帳整備（更新）業務

仕様書

第1章 総 則

（適用）

第1条 本仕様書は、令和7年度白石市道路台帳整備（更新）業務（以下「業務」という。）に適用され、「受注者」が執行しなければならない基本かつ一般的な事項をまとめたものである。

（目的）

第2条 本業務は白石市（以下「発注者」とする。）が管理する道路の維持管理業務の効率化を目的とし、道路台帳図や道路台帳調書を作成・更新するものである。また、これらの内容を踏まえて発注者保有の既存システムについて、道路附属施設・舗装台帳及び属性情報の更新等の保守管理を行うものである。

（関係法令）

第3条 本業務は、本仕様書によるほか、下記の法令等によるものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）及び道路法施行規則
- (2) 測量法（昭和24年法律第188号）及び測量法施行令
- (3) 航空法
- (4) 国土交通省公共測量作業規程及び公共測量作業規定の準則
- (5) 国土交通省道路施設現況調査提要
- (6) 地方交付税法（昭和25年法律第211号）
- (7) 白石市財務規則及び契約約款
- (8) その他関係法令、規則、通達等

（守秘義務）

第4条 「発注者」及び「受注者」は、本業務遂行のため相手方より提供を受けた情報のうち、相手方が特に秘密である旨書面で指定した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示または漏洩してはならないものとする。

（資料等の貸与）

第5条 「発注者」は本業務を実施するにあたって下記資料を「受注者」へ貸与するものとする。
「受注者」は貸与された資料の取り扱い及び保管を慎重に行い、業務終了後は速やかに返却するものとする。万一、紛失もしくは破損した場合には、「受注者」の責任と費用負担において修復するものとする。

(1) 道路台帳平面図原図	1式
(2) 道路台帳図	1式
(3) 認定路線網図原図	1式
(4) 道路台帳調書	1式
(5) 橋梁台帳調書	1式
(6) その他必要な資料	1式

(再委託の禁止)

第6条 本業務で作成するデータについては、製造責任の明確化ならびに情報漏洩の保護のため、原則として再委託を禁止する。ただし、「発注者」の許可を得た場合にはこの限りではない。

(作業計画)

第7条 受注者は作業に先立ち、業務計画書、業務着手届、業務工程表、主任技術者届、現場代理人届、経歴書、その他必要事項を「発注者」に提出し、承認を得るものとする。なお、業務計画書及び業務工程表等の作成については、円滑な業務遂行各種作業項目の工程を考慮したものとする。

(疑義)

第8条 本仕様書及び成果品等に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、「発注者」と「受注者」が協議の上、発注者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

(業務の打合せ)

第9条 本業務期間中、「受注者」は「発注者」と緊密な連絡を保ち作業するとともに、「受注者」はその都度打合せ記録簿を2部作成し、「発注者」及び「受注者」が各々1部保管するものとする。

(契約不適合責任)

第10条 業務完了後、成果品が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、「発注者」の指示に従い必要な処理を「受注者」の負担において行うものとする。

(成果品の帰属)

第11条 本業務において、使用または作成した成果品等は「発注者」に帰属するものとし、「受注者」は「発注者」の許可なく使用してはならない。

(検査)

第12条 「受注者」は、全業務終了後「発注者」の検査を受け、必要のある場合には速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

(工期及び成果品納入場所)

第13条 本業務の工期及び成果品納入場所は、下記のとおりとする。

工 期 令和8年3月19日

納入場所 白石市（建設部建設課）

(配置技術者)

第14条 「受注者」は、本業務の実施にあたって、業務を総括する管理技術者、照査技術者を配置するものとする。また、本業務の技術者配置は、宮城県内の道路台帳業務の実績が有しており、かつ測量士の資格を有するものを管理技術者とし、照査技術者人は成果物の

内容を技術上の照査を行えるものとし、道路行政に精通した生産体制とする。

第2章 道路台帳整備（更新）作成の業務内容

（業務概要）

第15条 本業務の概要は次のとおりとする。

（1）委託業務概要

- 1) 道路台帳整備（更新）作成
- 2) 各種調書等作成
- 3) 特殊調書等作成
- 4) 市道路線網図修正

（2）委託業務数量

1) 台帳図作成

作業項目	作業数量
1. 道路改良(1/500)	74.0m
2. 道路改良(1/1,000)	240.0m
計	314.0m

2) 調書等作成

作業項目	作業数量
1. 道路改良(1/500)	74.0m
2. 道路改良(1/1,000)	240.0m
計	314.0m

3) 特殊調書等作成

作業項目	作業数量
1. 関連接合路線の修正	1箇所

4) 市道路線網図修正

作業項目	作業数量
1. 網図原図修正	1式

（3）委託業務場所

1) 白石市内一円

第3章 道路台帳基礎調査

(資料収集整理)

第16条 本業務を始めるにあたり、道路台帳平面図及び調書の更新・作成に必要な資料について、関係機関から収集・整理する。

第4章 道路台帳（更新）作成作業

(要旨)

第17条 道路台帳（更新）作成作業とは、発注者等から収集した資料や、空中写真測量及び地上測量等の現地測量を併用し、道路台帳に係る平面図及び調書等を作成する作業をいう。

(作業区分)

第18条 道路台帳整備における作業区分は次のとおりとする。

- (1) 現況平面図作成
- (2) 道路台帳平面図作成
- (3) 台帳調書作成

第5章 道路現況図平面図作成

(要旨)

第19条 作業は、道路台帳平面図の基となる地形、地物等を空中写真測量並びに現地測量により現況平面図を作成するものである。なお、条件は以下のとおり。

- (1) 対象とする地形図の縮尺：1/500、1/1,000とする。
- (2) 測量は、原則として位置表示、高さ表示ともに関係法施行令に基づいて実施する。

(作業工程)

第20条 道路台帳現況平面図作成の作業工程は、次のとおりとする。

- (1) 現地調査
- (2) 図化及び編集
- (3) 現地補測
- (4) 原図作成（道路台帳現況図作成）

(現地調査)

第21条 現地調査とは、地図作成の図化・編集作業に必要な各種表現事項、名称等について現地確認することである。現地調査における主な確認事項は、次に示すとおりとする。

- (1) 路構造物
- (2) 路面の種類
- (3) 道路付属物

(図化及び編集)

第22条 編集とは、図化素図及び現地調査成果等をもとに、図化規程に従った編集素図等の原図

調製に必要な資料を作成する作業をいう。なお、素図の編集は、描画濃度を一定にし、なるべく所定の線号で描画し、表現する各種対象物は正確に表示する。

(現地補測)

第23条 現地補測とは、編集素図に表現されている事項の確認及び必要部分の補備測量を現地にて行う作業をいう。

- (1) 現地補測作業は、次に定めるところにより実施する。
 - 1) 編集作業において生じた疑問事項、表現事項の確認
 - 2) 編集困難部分補測
 - 3) 境界及び注記の再確認
 - 4) 各種表現対象物の表現誤り脱落の点検補測
- (2) 現地補測で確認した事項については、編集素図及び資料を訂正し、原図作成に反映させる。

(原図作成)

第24条 原図作成作業とは、編集素図を用いて地図原図を作成するものであり、編集素図に描かれた各種表現事項を図式規程に従い、忠実に透写製図して行うものとする。

- (1) 製図する画線の太さ、記号の大きさは図式規程によることとする他、画紙のカスレ及び濃度の一定化には十分注意することとする。
- (2) 図面の製飾は、図面番号、図化縮尺、方位、撮影縮尺及び年月日、座標系、図面作成年月日、計画機関名、作業機関名、国土地理院承認番号、その他係員の指示するものとする。
- (3) 地図原図作成後、地図原図を裏焼きして複製ポジ原図（第二原図）を作成する。この第二原図は台帳平面図の基図として使用することとする。

第6章 道路台帳平面図作成

(要旨)

第25条 道路台帳平面図作成とは、道路現況を正確かつ迅速に把握し、道路管理行政を円滑に進めるよう道路法及び関係法で定められた構造物等の情報を盛り込んだ行政資料として、道路台帳平面図を作成する作業をいう。

(作業工程)

第26条 道路台帳平面図作成工程は、次のとおりとする。

- (1) 道路調査
- (2) 道路台帳図編集
- (3) 道路台帳図製図（道路台帳平面図作成）

(道路調査)

第27条 道路調査とは、道路台帳として必要な情報の細部項目について、現地にて調査補測する作業をいう。道路台帳用現地調査の対象として、道路法施行規則第4条の2に準じ、次の各号に定めるものを調査する。

(1) 道路構造物

- 1) 道路幅員が0.5m以上変化する箇所の幅員測定（車道、歩道、分離帯、路肩、側溝、停車帯、道路交差点等）

- 2) 橋、跨道、跨線橋の名称及び種類、延長、幅員

(2) 道路の効用を兼ねる主要な工作物

- 1) 堤防、護岸、ダム

- 2) 軌道用の橋

- 3) 踏切道

- 4) 駐前広場

(3) 踏切の名称、種類、幅員、延長

(4) 占用物件

- 1) 電柱（電力、通信）

- 2) 郵便ポスト

- 3) 消火栓

- 4) 公衆電話

- 5) マンホール（上水、下水、電力、ガス、通信）

- 6) 鉄道、軌道

(道路台帳図編集)

第28条 道路台帳図編集とは、道路調査で得た各種表現事項を図式規程に従って編集する作業である。編集する主な細部情報は、次に示すとおりとする。

(1) 道路種別（等級区分）

(2) 路線番号

(3) 起点、終点記号

(道路台帳図平面図作成)

第29条 道路台帳図製図とは、編集図面を用いて、道路台帳原図を作成するものであり、道路台帳素図に描かれた道路の細部情報及び各種表現事項を、図式規程に従って透写製図して行うものとする。

第7章 道路台帳調書作成

(要旨)

第30条 調書とは、道路の現況を正確かつ迅速に把握し、道路管理行政を円滑に進めるよう道路法及び地方交付税法等の様式で台帳図と一体となるものである。

(作業工程)

第31条 調書作成の工程は、次のとおりとする。

(1) 測定基図作成

(2) 道路関連データの作成

(3) 面積測定

(4) 電算処理

(5) 調書作成

(測定基図作成)

第32条 測定基図作成作業とは、調書作成のための集計・分類に必要な区割線及び座標測定と、道路関連データの抽出に必要となる事項を記入する作業をいう。

測定基図に記入する事項は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 路線の番号
- (2) 区間番号
- (3) 橋梁、トンネル、踏切の整理番号

(道路関連データの作成)

第33条 道路関連データの作成とは、路線に区間設定を行い、各区間の情報を調査・抽出する作業をいう。作業対象は次に示すとおりとする。

- (1) 車道の舗装、幅員、延長
- (2) 路肩（左右ごと）の幅員、延長
- (3) 歩道（左右ごと）の舗装、路種、幅員、延長、面積、自転車、植樹施設
- (4) 中央帯の種別、幅員、延長、面積
- (5) 法敷の幅員、面積
- (6) 側溝（左右ごと）の種別、幅員、延長
- (7) 防護柵（左右ごと）の種別、延長

(面積測定)

第34条 面積測定は、測定用基図を使用して区間毎の面積、延長を求める作業をいう。

使用する機械は、座標測定機（デジグラマー）若しくは、これと同等以上の性能を有すると認められた測定機を使用するものとする。

(電算処理)

第35条 電算処理とは、面積測定及び道路関連データ作成時の各データを入力し、等級別及び路線ごとのデータファイルを作成する作業をいう。

1. データファイル作成の過程では、データに誤りがないか十分にチェックを行うものとする
2. 路線ごとのファイルが完了すると、これより集計分類して各種調書を作成する。
3. 道路台帳調書データの検証は、既存道路台帳調書データに従ったデータ構成になっているか論理確認を行う。また、入力漏れ、入力誤り、不整合データ等が確認された場合は、速やかに修正を行い、既存の道路台帳関係の蓄積データとの整合性を図ることとする。

(調書作成)

第36条 調書作成は各号に定めるものとする。

- (1) 認定路線調書
- (2) 道路現況調書
- (3) 部分自歩道調書
- (4) 地方交付税算定基礎資料

- (5) 道路台帳調書
- (6) 実延長調書
- (7) 実延長面積調書集計表
- (8) 橋梁調書

(留意点)

第37条 調書は、「発注者」で管理する道路の維持管理と関連するものである。さらに、関連部署及び関連省庁への報告資料となるので、作成前に係員と十分協議するものとする。

第8章 市道路線網図修正

(作業工程)

第38条 既存の市道路網図の原図について、本業務で加筆・修正等が必要な場合は適宜、実施するものとする。

第9章 道路附属施設・舗装台帳作成

(要旨)

第39条 道路附属施設・舗装台帳作成とは、「発注者」の道路附属施設管理効率化のための道路標識・照明等・現況舗装等の属性情報を既保有している検索システムについて、災害復旧等の工事履歴等の属性情報の作成及び更新の作業をいう。原則として、本業務の道路台帳（更新）整備の路線を対象とする。

(作業工程)

第40条 調書作成の工程は、次のとおりとする。

- (1) データベース作成
- (2) システム改修
- (3) データリンク検査・校正

(データベース作成)

第41条 既往の災害復旧工事等の設計図面等各種資料を収集し、既存の検索システムとの互換・整合を図る作業。なお、本業務で追加更新する箇所について、位置情報と属性情報とのリンク付けを行い、維持管理に必要な属性データベースを更新・整備する。

(システム改修)

第42条 適正な検索が実現できるよう、メニューバーの追加、既存附属物データとの整合可能なシステム切り替え機能等を追加・改修する。

(データリンク検査・校正)

第43条 地図上での属性情報リンク（ポイント付け）、機能及びデータについて検査し、適宜校正する。

第10章 成果品

(成果品)

第44条 本業務の成果品は、下記のとおりとする。

(1) 道路現況平面図原図	1部
(2) 道路現況平面図白焼（製本）	1部
(3) 道路台帳平面図原図	1部
(4) 道路台帳平面図白焼（製本）	1部
(5) 調書平面図白焼（製本）	1部
(6) 認定路線調書	1部
(7) 道路現況調書	1部
(8) 部分自歩道調書	1部
(9) 地方交付税算定基礎資料	1部
(10) 道路台帳調書	1部
(11) 実延長調書	1部
(12) 実延長面積調書集計表	1部
(13) 橋梁調書	1部
(14) 市道路線網図原図	1部
(15) 道路附属施設管理システム及び管理データ	1式
(16) その他協議により監督職員の定めるもの	1式

以上

令和 7 年度

委託業務仕様書

自石市

作成日 令和 7年11月5日

總括表

令和7年度白石市道路台帳整備(更新)業務

内訳表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	適用
直接費				式	1			
	道路台帳図作成			式	1			
	【道路改良 (S=1/500)】			式	1			
		計画準備		k m	0.074			代価表第 1号
		現地測量		k m	0.074			代価表第 2号
		細部図化		k m	0.074			代価表第 3号
		編集		k m	0.074			代価表第 4号
		台帳図編集		k m	0.074			代価表第 5号
		台帳図製図		k m	0.074			代価表第 6号
		検査・校正		k m	0.074			代価表第 7号
	【道路改良 (S=1/1,000)】			式	1			
		計画準備		k m	0.24			代価表第 8号
		現地測量		k m	0.24			代価表第 9号
		細部図化		k m	0.24			代価表第 10号
		編集		k m	0.24			代価表第 11号
		台帳図編集		k m	0.24			代価表第 12号
		台帳図製図		k m	0.24			代価表第 13号
		検査・校正		k m	0.24			代価表第 14号
	調書作成			式	1			
	【道路改良 (S=1/500)】			式	1			
		調書平面図作成		k m	0.074			代価表第 15号
		データ作成		k m	0.074			代価表第 16号
		電算処理		k m	0.074			代価表第 17号
		検査・製本		k m	0.074			代価表第 18号
	【道路改良 (S=1/1,000)】			式	1			
		調書平面図作成		k m	0.24			代価表第 19号
		データ作成		k m	0.24			代価表第 20号
		電算処理		k m	0.24			代価表第 21号
		検査・製本		k m	0.24			代価表第 22号
	特殊調書作成			式	1			
		閾接合路線の修正		箇所	1			代価表第 23号
	電算処理			式	1			
		電算基本料(総延長)		k m	536.282			代価表第 24号
	認定路線網図修正			式	1			
		網図原図修正		式	1			代価表第 25号

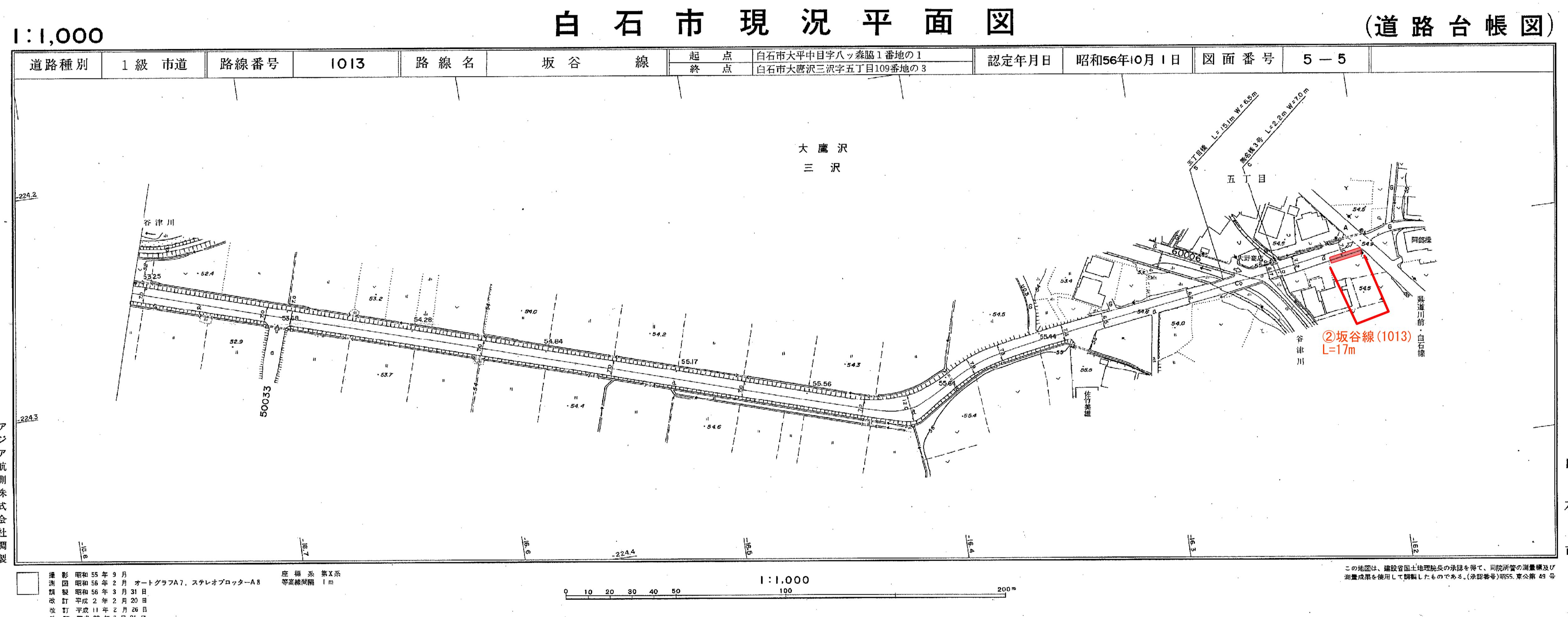
內訛表

令和7年度 白石市道路台帳整備（更新）業務 整備数量表

No.	路線番号	路 線 名	箇所	1/500 1/1,000	新規(m)		改良(m)		舗装(m)		変更(m)		橋梁(所)	接続(所)	接続路線	図面番号	適用（工事概要）
					計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画	計画					
1	1003	沖ノ沢郡山線	鷹巣	☆				4								G18	乗入口設置
2	1013	坂 谷 線	大鷹沢三沢	★				17									側溝工事
3	2004	白石沖和貢線	旭町1丁目	☆				4								H12	乗入（縁石）
4	2011	東 沢 線	大鷹沢三沢	★				30									側溝工事
5	2013	三 住 線	福岡八宮	★				37									改良
6	2014	南 部 山 線	福岡長袋	★				57									改良
7	2015	尾 笠 線	福岡蔵本	★				95									側溝工事
8	10025	青木前3号線	福岡深谷	★				8									側溝工事
9	10118	鎌先4号線	福岡蔵本	★				113									側溝工事
10	10130	白鳥2号線	白鳥3丁目	★				14									側溝工事
11	20100	三 島 線	鷹巣	☆				11								H15	側溝工事
12	20071	寿 山 7 号 線	寿山	☆				24								H2	側溝工事
13	20106	旭 町 1 号 線	旭町1丁目	☆				8								H12	乗入口設置
14	20171	東大畠6号線	東大畠	☆				31								F11	側溝工事
15	50014	北城通り線	大平	★				10					1	50022			側溝工事

工種	種別	縮尺	整備計画計		
			1/500	1/1,000	
台帳図作成 調書作成	新規整備	計画	0.0	0.0	0.0 m
	道路改良	計画	74.0	240.0	314.0 m
	舗装新設	計画	0.0	0.0	0.0 m
	路線変更	計画	0.0	0.0	0.0 m
合 計		計画	74.0	240.0	314.0 m
特殊調書作成	橋梁調書	計画	0	0	箇所
	関連接続	計画	1	1	箇所



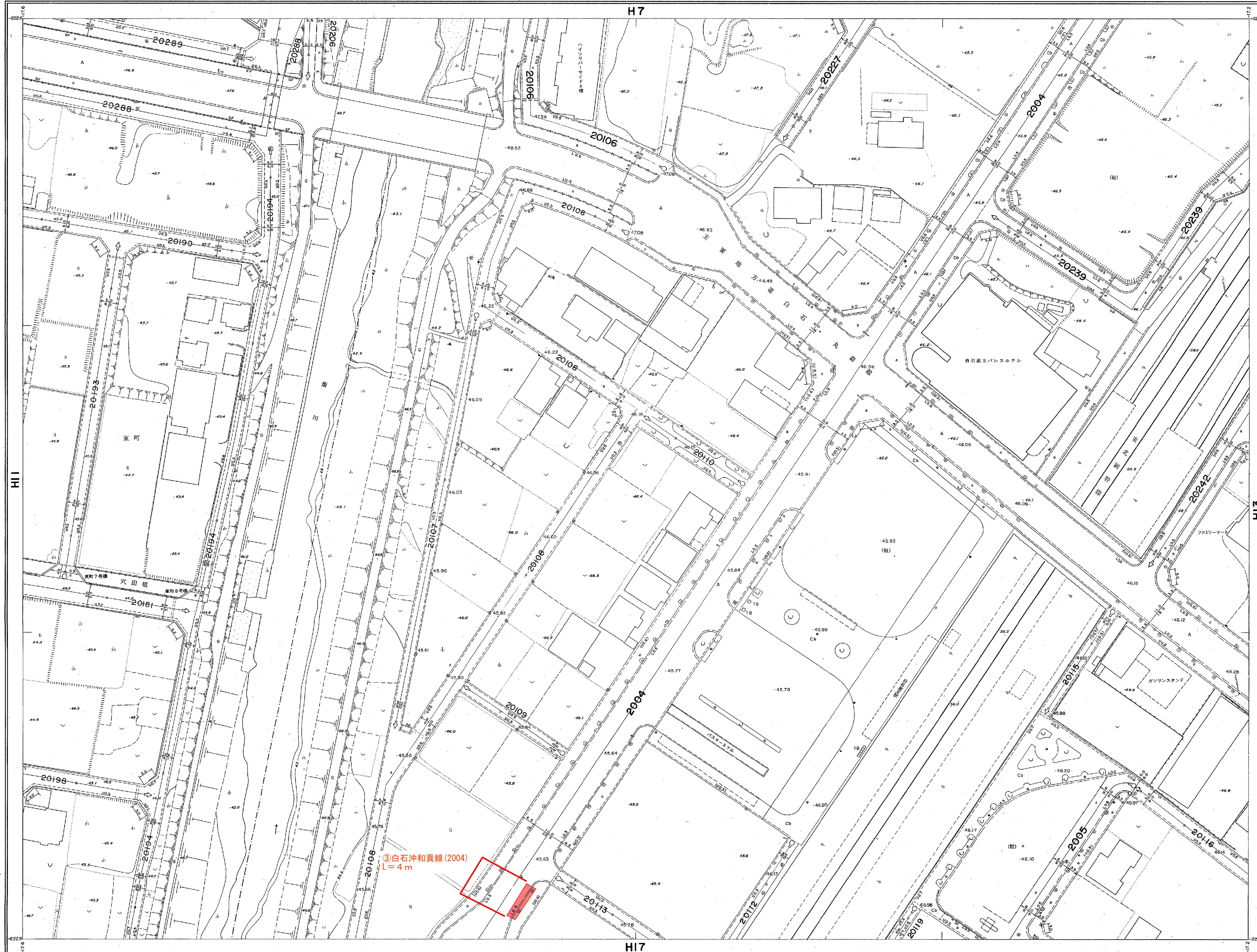


アジア航測株式会社 調製

白石市現況平面図
(道路台帳図)

I:500
HI2

(道路台帳図)



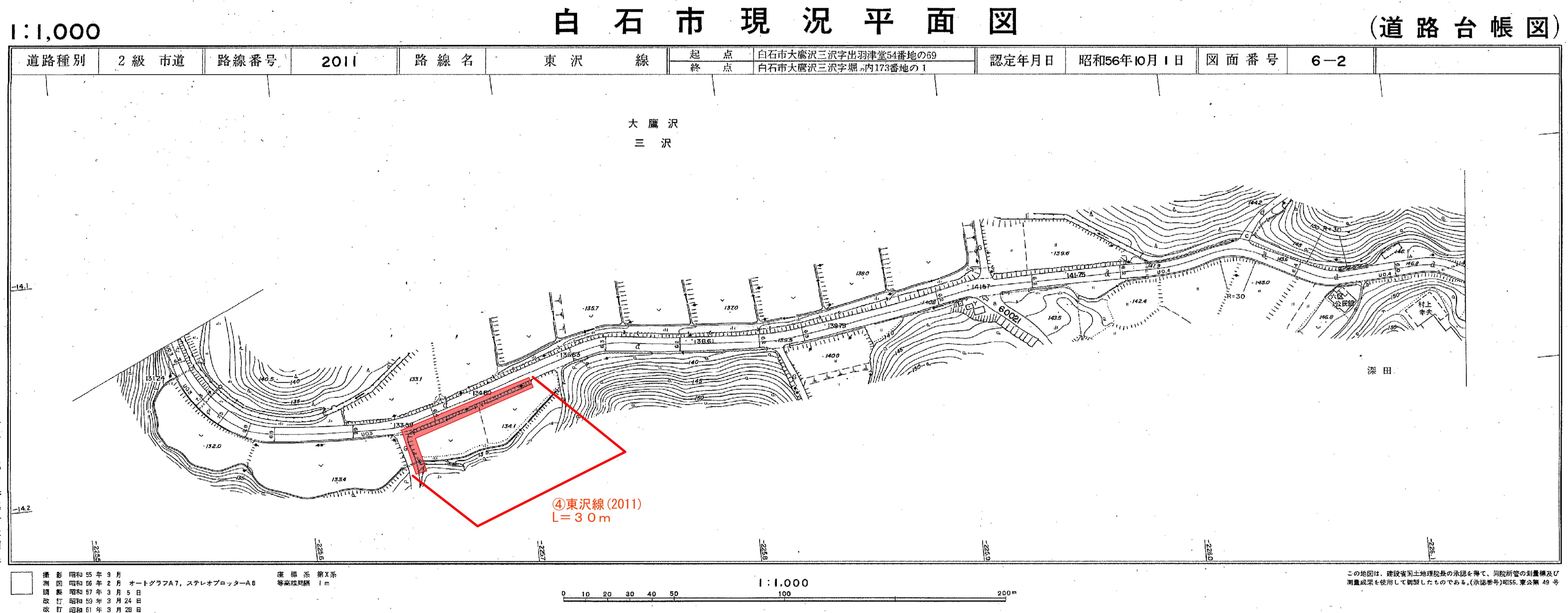
卷之三

1

撮影 昭和 55 年 7 月 **座標系**
測図 昭和 58 年 3 月 オートグラフ A7, ステレオプロッター A8 **等高線間隔**
調製 昭和 58 年 3 月 31 日

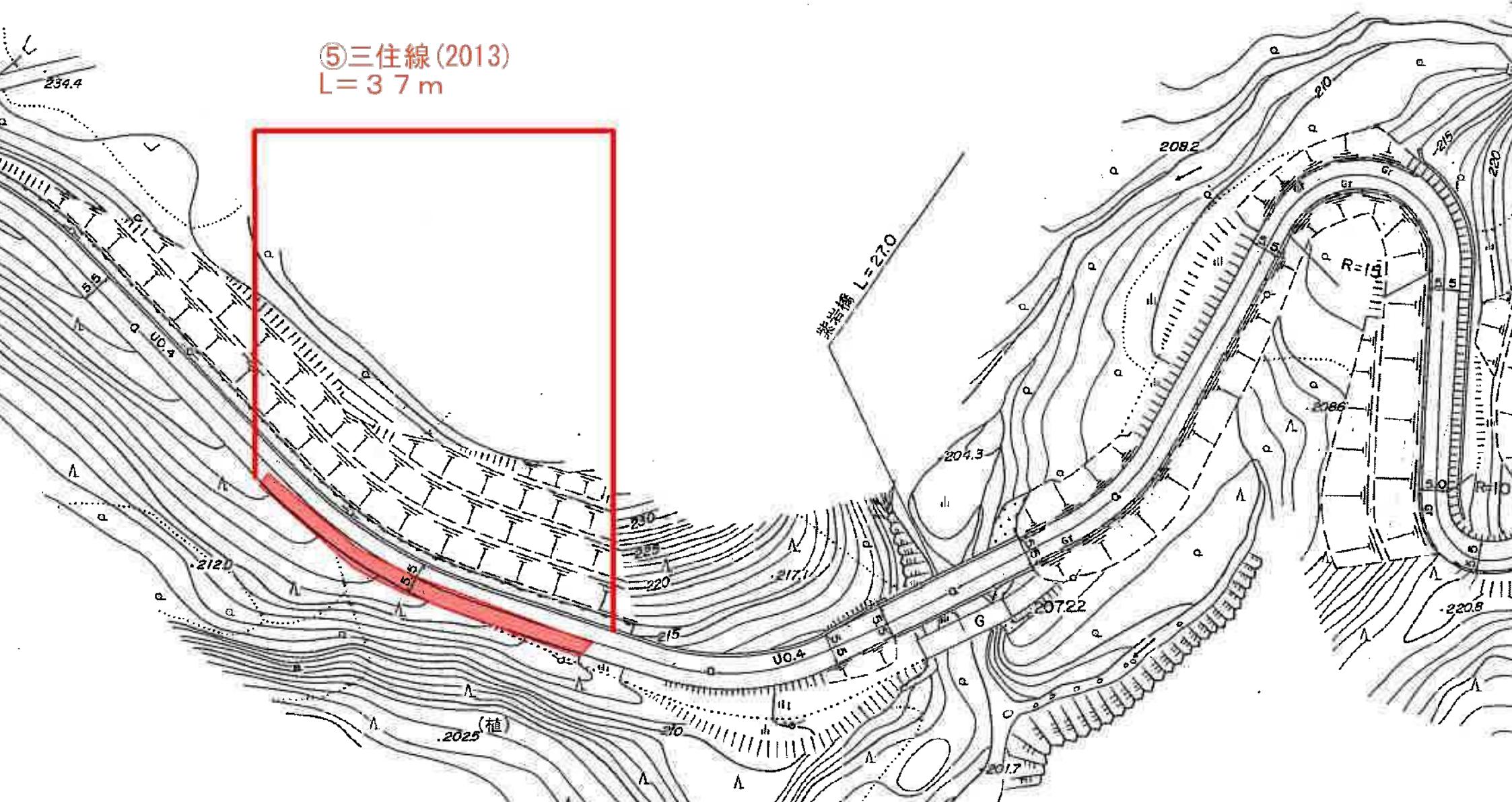
1 : 50
50

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して調製したものである。(承認番号)昭55.東公第49号

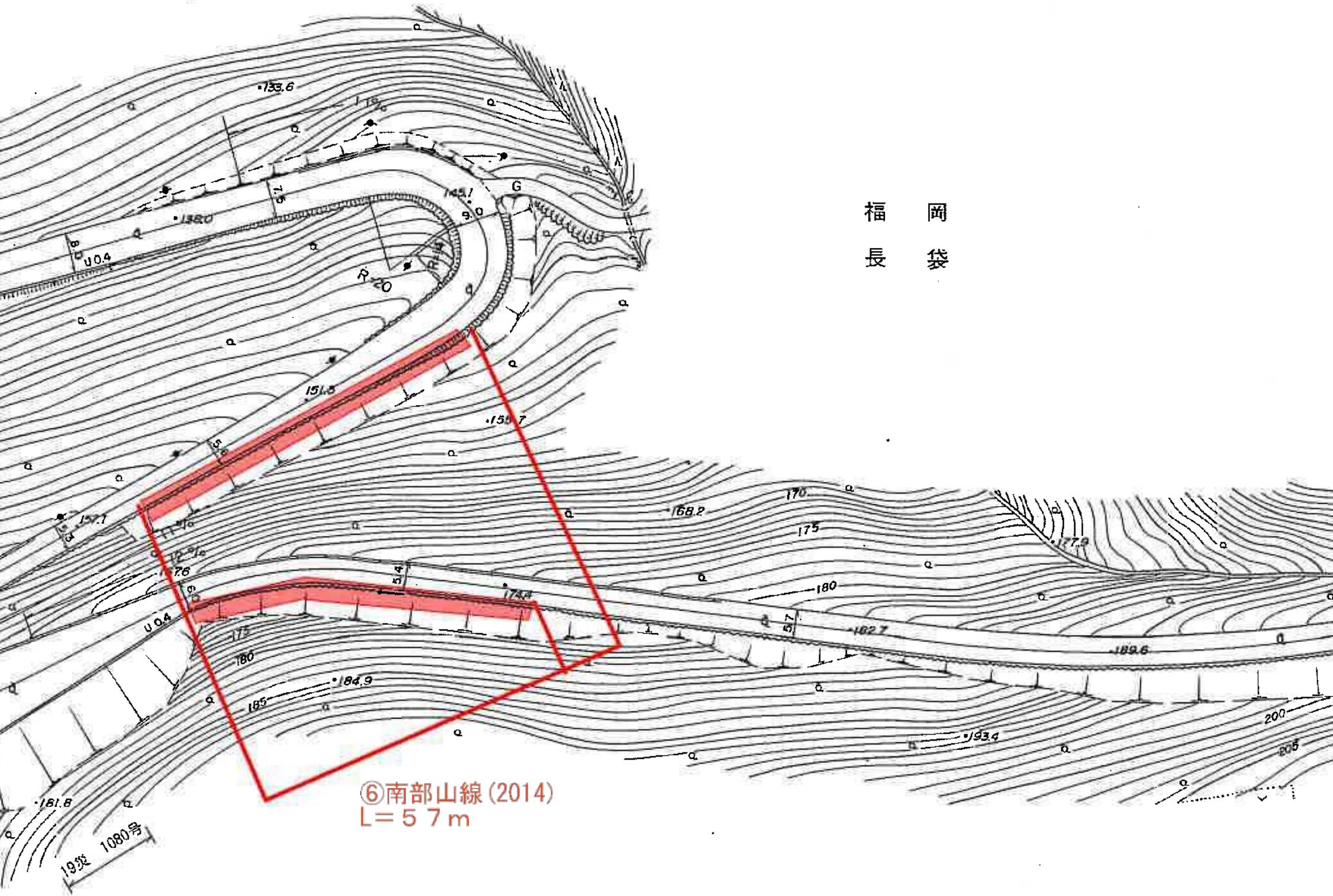


福岡
八面

⑤三住線(2013)
 $L = 37\text{ m}$



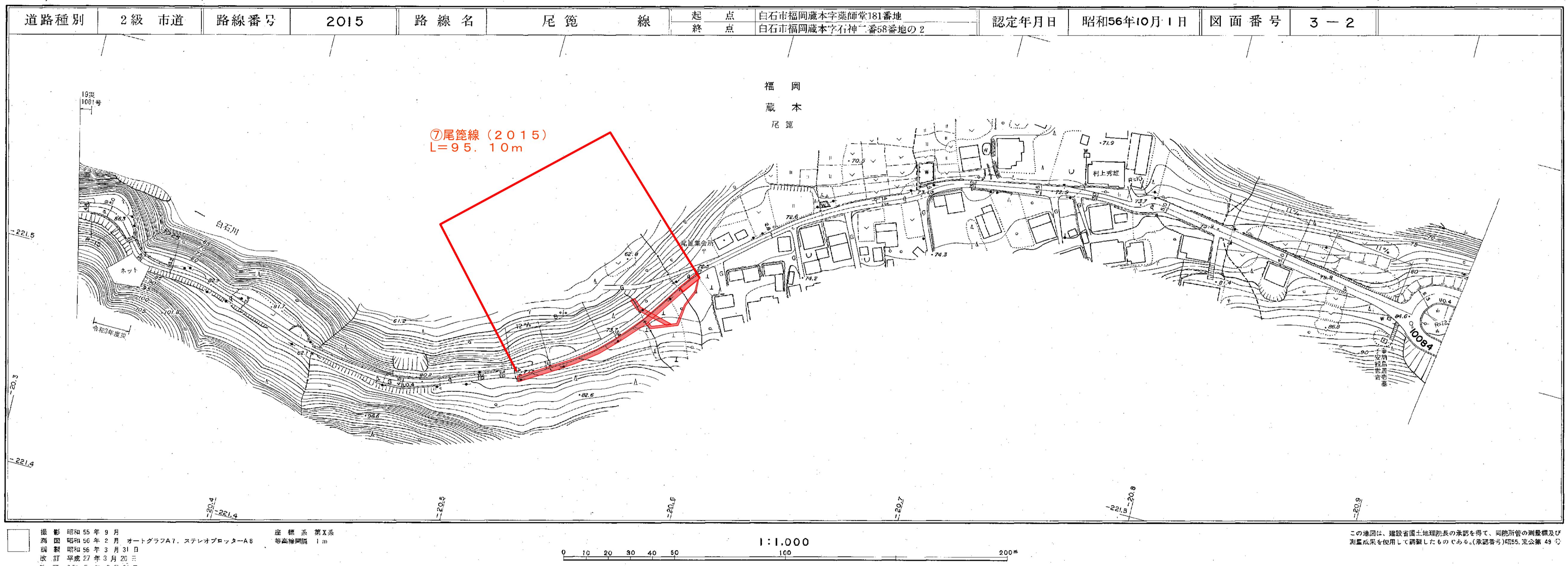
福岡
長袋



1:1,000

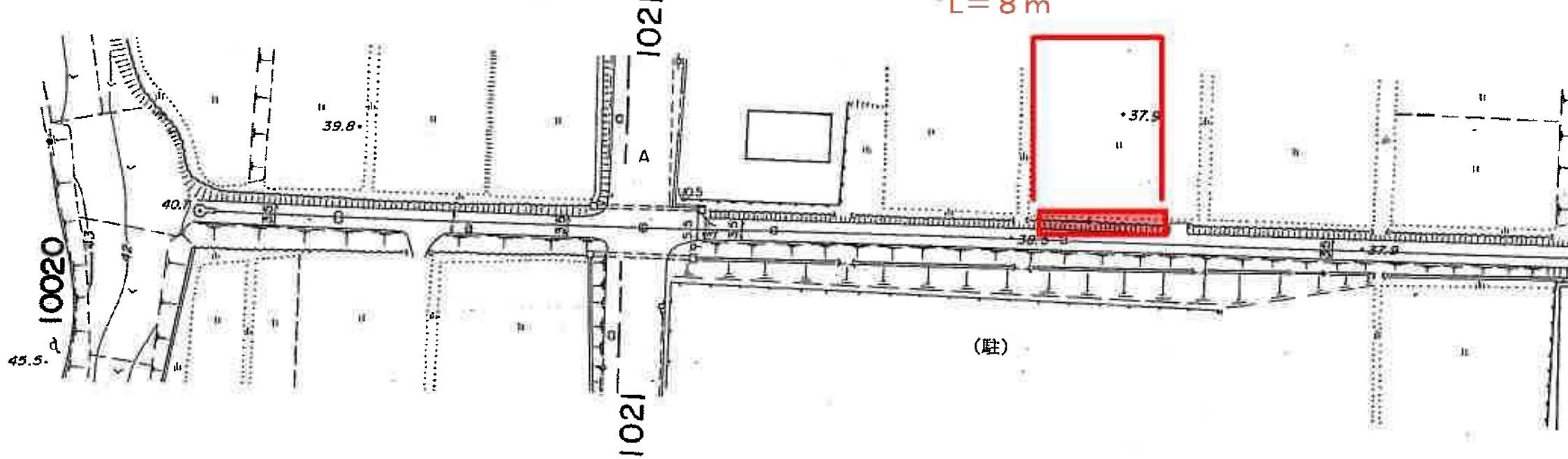
白石市現況平面図

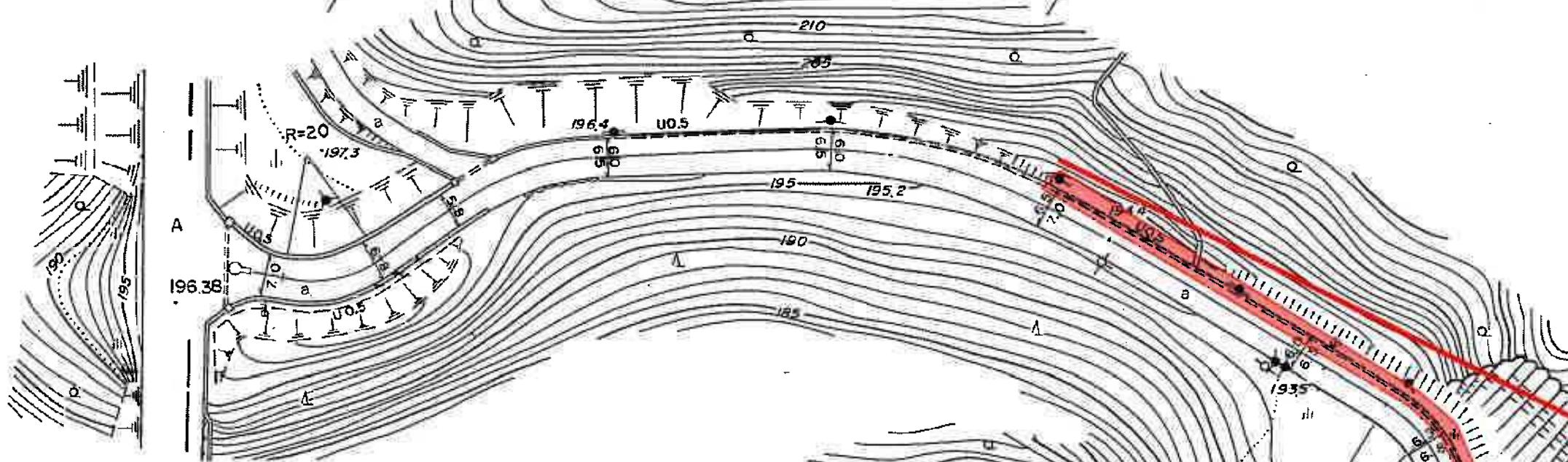
(道路台帳図)



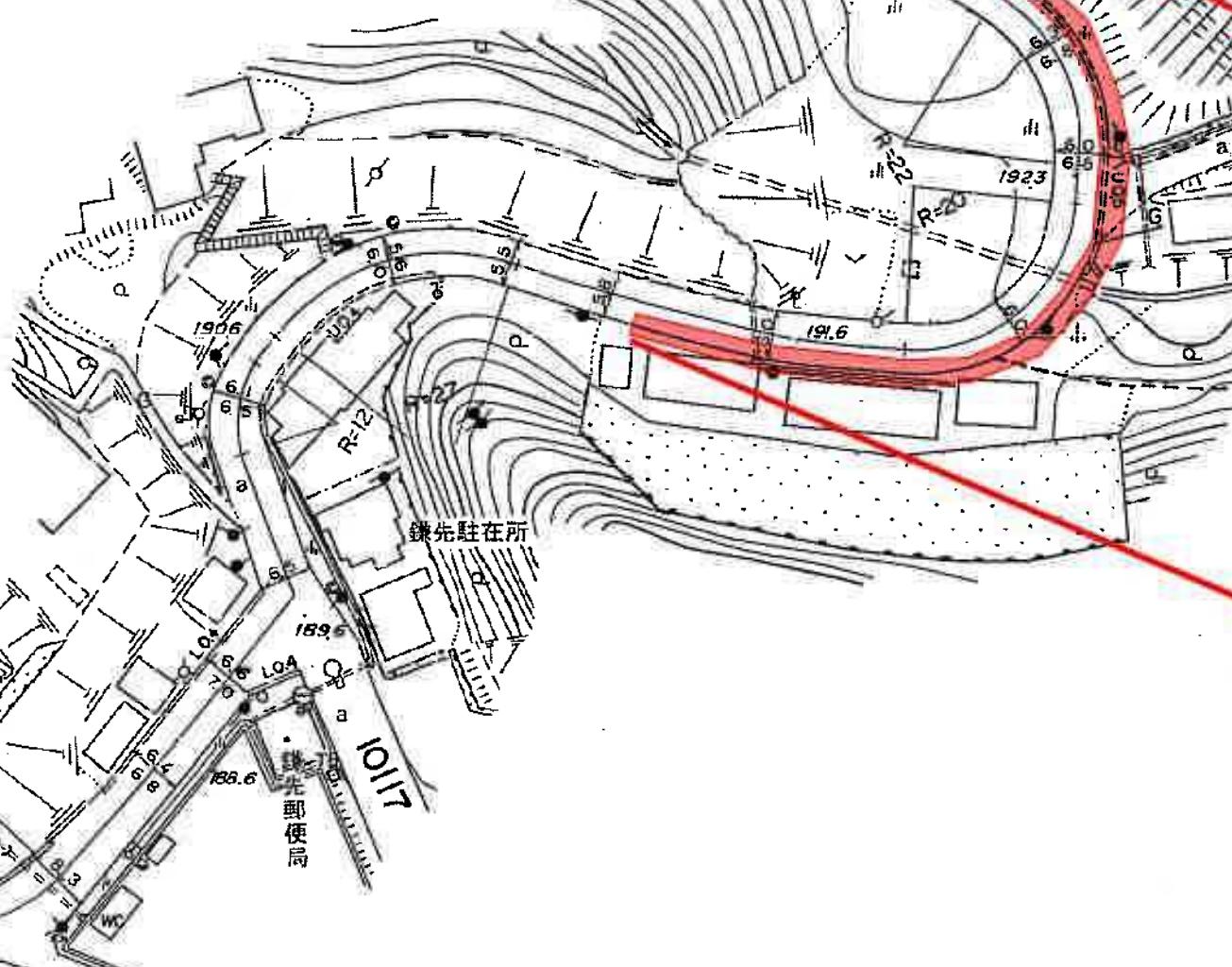
福岡
深谷

⑧青木前3号線(10025)
 $L = 8\text{ m}$





八
先



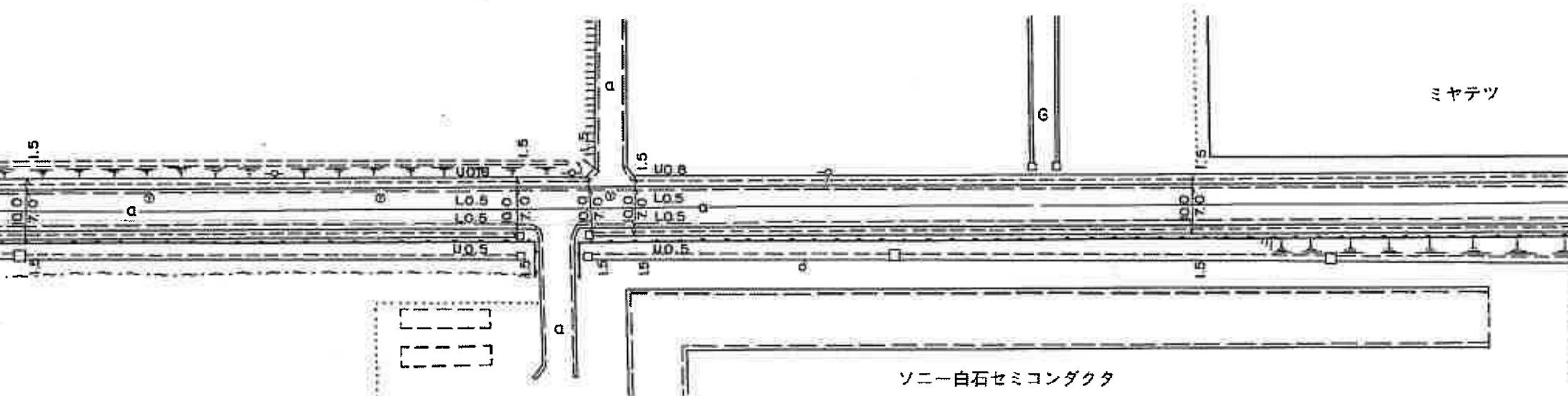
白鳥

ミヤテツ

ソニー白石セミコンダクタ

白鳥三丁目

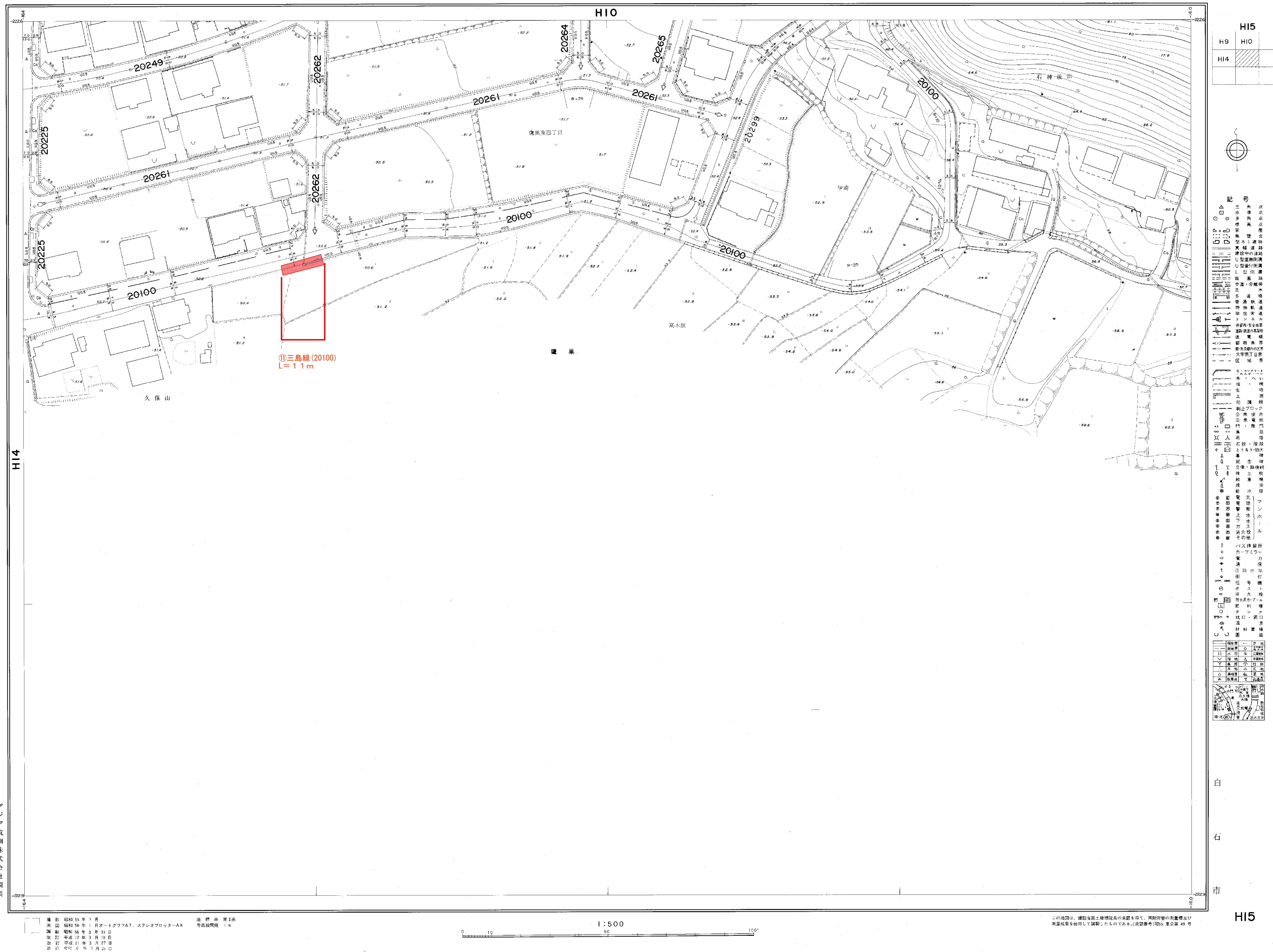
白鳥一丁目

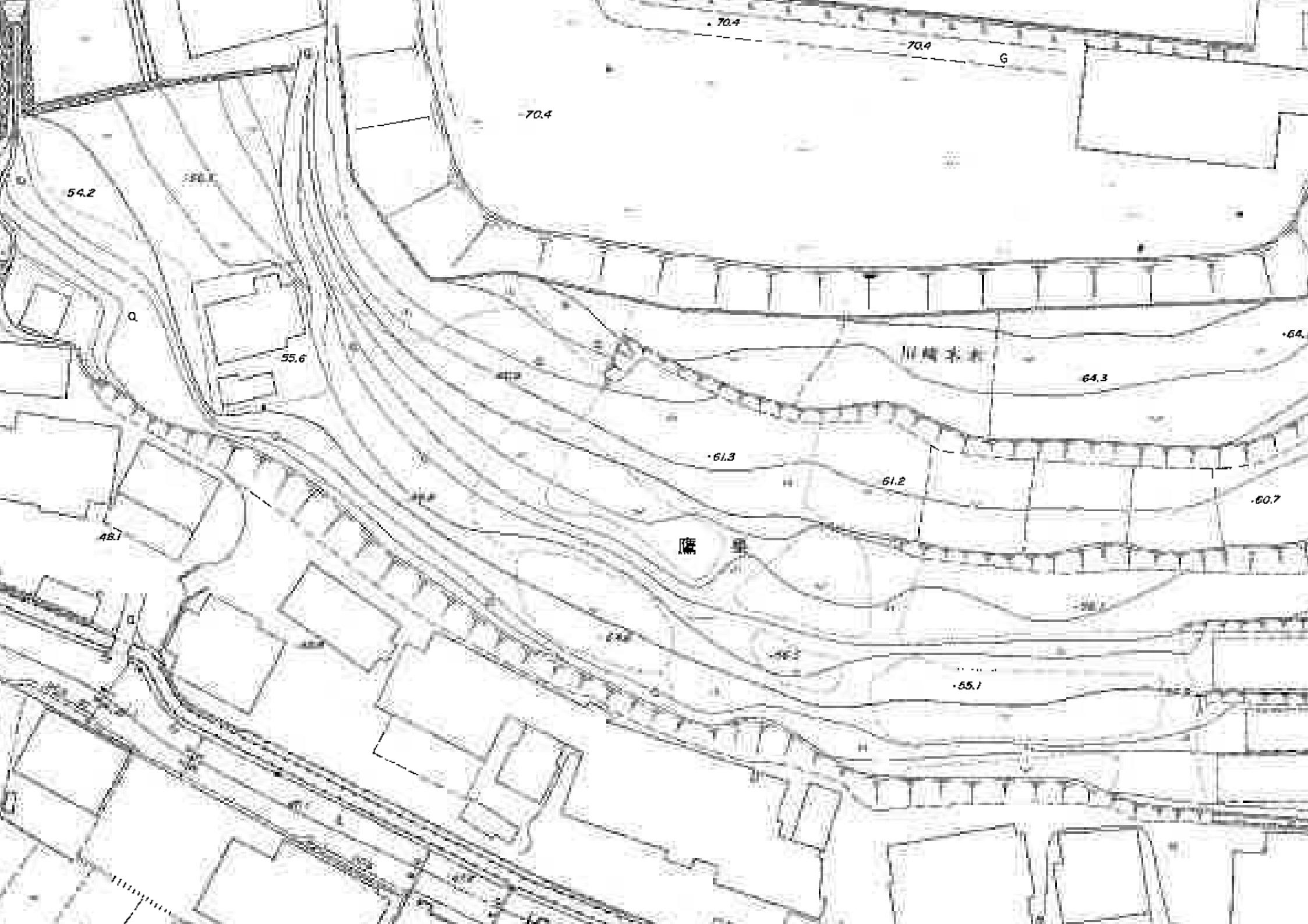


I:500
H15

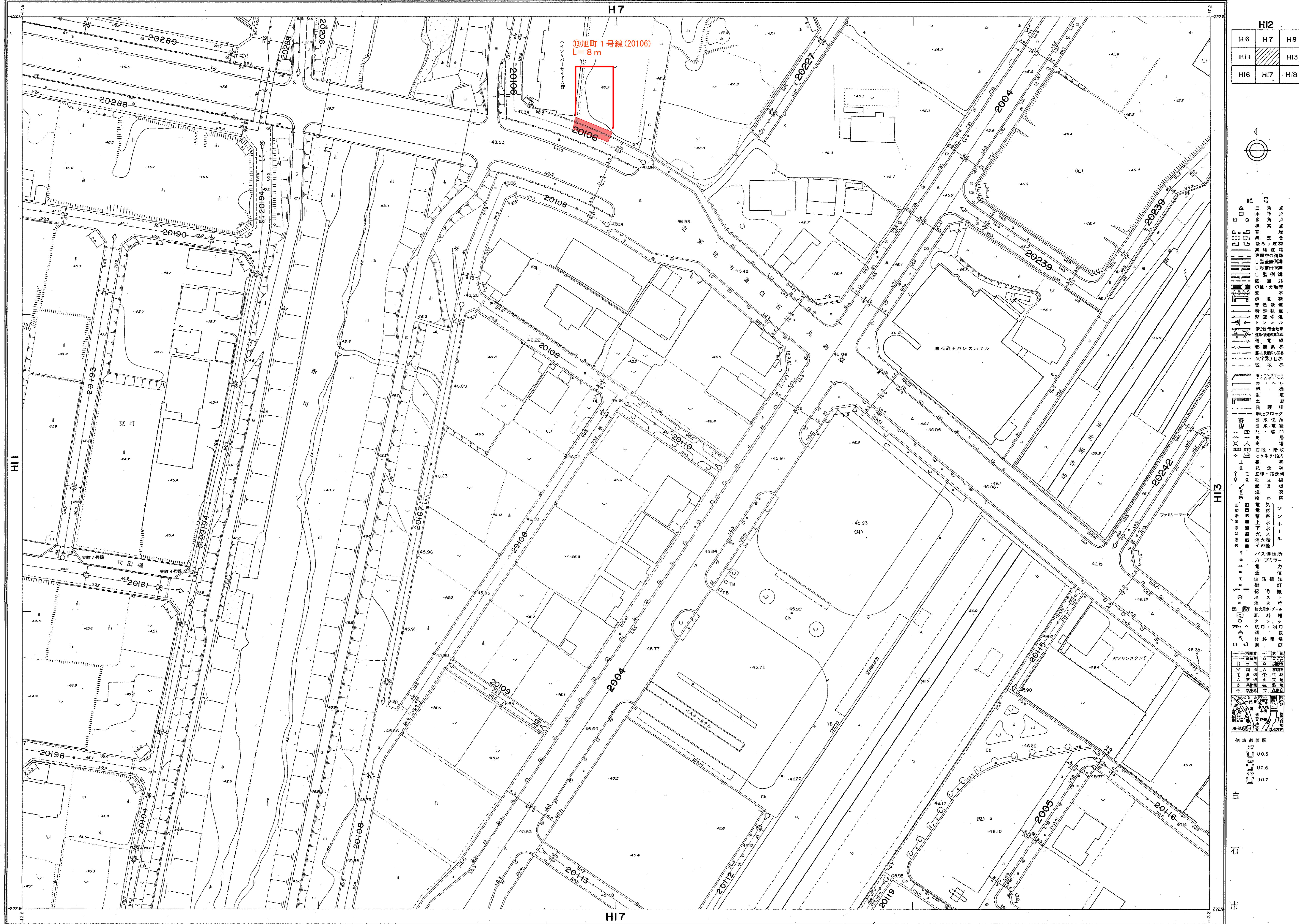
白石市現況平面図

(道路台端図)





白石市現況平面図
(道路台帳図)

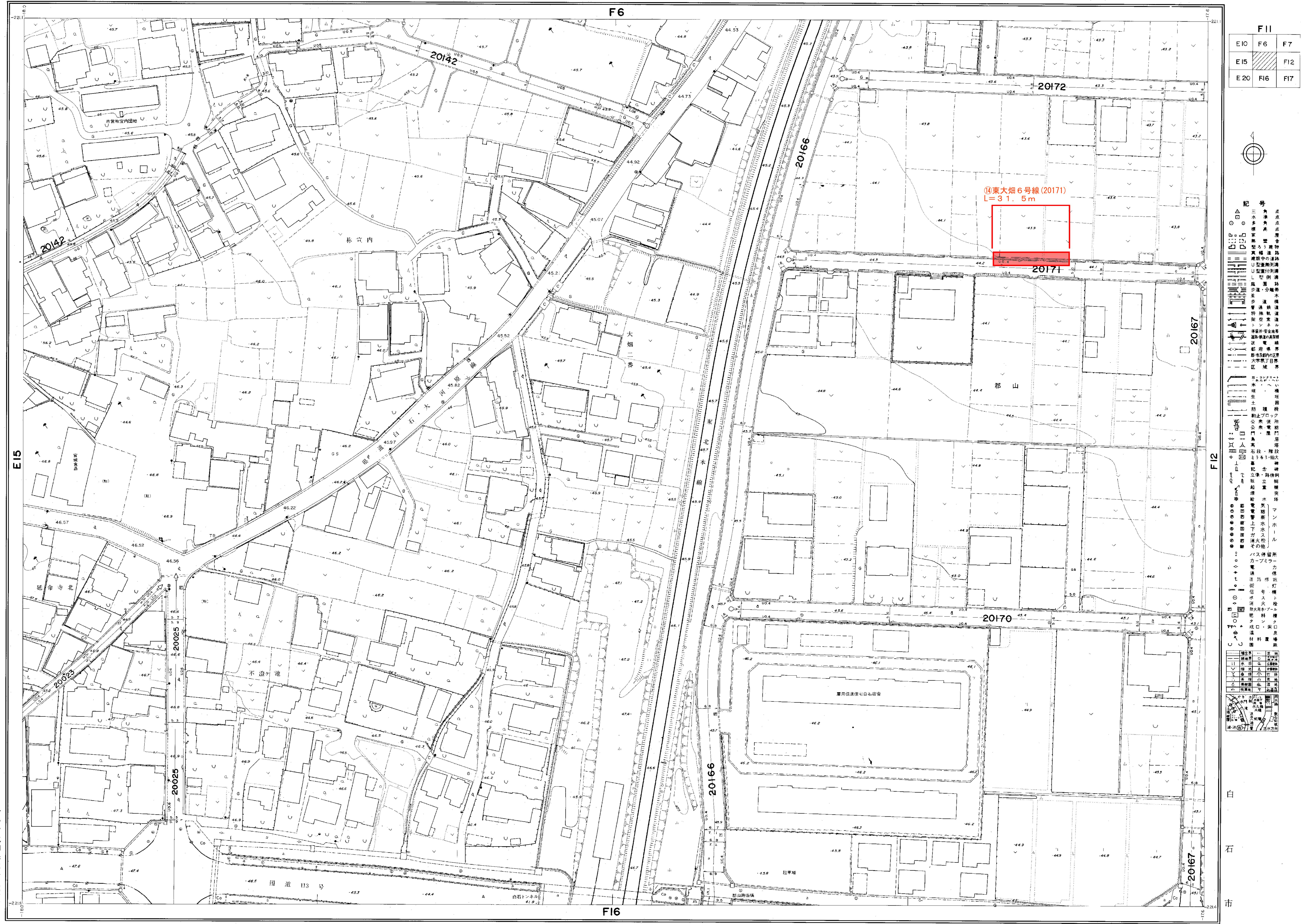


卷之三

I : 500
F II

白石市現況平面圖

(道路台帳図)



-2

撮影	昭和 55 年 7 月	座標系	第
測図	昭和 56 年 1 月オートグラフA7, ステレオプロッターA8	等高線間隔	1
調製	昭和 56 年 3 月 31 日		
改訂	昭和 60 年 2 月 28 日		
改訂	平成 元年 3 月 20 日		
改訂	平成 7 年 2 月 28 日		
改訂	平成 15 年 11 月 28 日		
改訂	平成 17 年 1 月 14 日		
改訂	令和 6 年 3 月 25 日		

A scale bar with markings at 0, 10, 50, and 100 meters.

この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して調製したものである。(承認番号)昭55.東公第49号

